

## 生活に困ったときの相談窓口・支援制度

失業、病気などで著しく収入が減少した人が利用できる資金貸付、減免・援助などの制度があります。

ここでは、主な相談窓口や支援制度などを紹介します。利用できる条件など、詳しくはお問い合わせの上、ご相談ください。

また、各相談窓口での対応は日本語のみとなりますので、日本語での会話が難しい場合は、「広島市外国人市民の生活相談コーナー」又は「国際交流ラウンジ」へ電話をしてください。

なお、言語によってボランティア通訳者が見つからなかった場合は、対応に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

(日本語での会話が難しい場合の連絡先)

「広島市外国人市民の生活相談コーナー」(広島市中区中島町1-5 広島国際会議場1階)

月曜日～金曜日 9:00～15:30(祝日・年末年始・8月6日を除く)

対応言語:ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語

TEL 082-241-5010

「広島市外国人市民の生活相談コーナー」の巡回相談

場所:広島市安芸区役所2階 区政振興課内(広島市安芸区船越三丁目4-36)

日時:毎週金曜日 10:30～15:30

対応言語:ポルトガル語、スペイン語

TEL 082-821-4903

財団法人広島平和文化センター国際交流ラウンジ(広島市中区中島町1-5 広島国際会議場1階)

対応言語:英語 その他の言語は、トリオフォンサービス(電話による多言語ボランティア通訳)

により対応します。

4月～9月 9:00～19:00、10月～3月 9:00～18:00(年末・年始を除く)

TEL 082-247-9715

## 生活保護

最低生活を保障する制度です。

問い合わせ先:外国人登録法上の居住地の区役所厚生部生活課(別紙参照)

外国人の対象者：入管法別表第2の在留資格を有する者(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者)、「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等」の出入国管理に関する特例法」の特別永住者、入管法上の認定難民。  
ただし、保護を受給する場合は、各種の要件がありますので、問い合わせ先に相談してください。

内容：生活に困窮している世帯に、その困窮の程度に応じ必要な保護(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)を行い、その最低生活を保障するとともに、自立した生活ができるよう手助けします。

## 住宅手当

住むところがなくなった人や住むところがなくなるおそれのある人に家賃を支給する制度です。

問い合わせ先：新しくお住まいになる予定の区またはお住まいの区の区役所厚生部生活課(別紙参照)

外国人の対象者：入管法別表第2の在留資格を有する者(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者)、「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等」の出入国管理に関する特例法」の特別永住者、入管法上の認定難民。  
ただし、平成19年10月1日以降に離職し、就労能力・意欲がある人であることなど、住宅手当を受給する場合には、各種の要件がありますので、問い合わせ先に相談してください。

内容：仕事を失ったことにより、住むところがなくなった人や住むところがなくなるおそれのある人に、住宅手当を、単身世帯月額4万2000円、複数世帯月額5万5000円を上限とし、最長9カ月間支給します。

## 資金貸付

生活に困ったときに利用できる、各種資金の貸付制度があります。

生活福祉資金(総合支援資金・生活支援費)

失業・求職中の生活費を貸し付けする制度です。

問い合わせ先：お住まいの区(外国人登録地)の区社会福祉協議会(別紙参照)

・貸付金額 (世帯の場合)200,000円以内×12か月 (単身の場合)150,000円以内×12か月

・保証人 原則必要ですが、保証人なしでも貸し付けできます。

貸付利率：(保証人ありの場合)無利子 (保証人なしの場合)年1.5%

- ・その他
  - ・公的給付又は公的貸付を受けることができず、生活費を賄うことができない方
  - ・外国人登録が行われていること
  - ・現在地に将来とも永住する確実な見込みがあること
  - ・6か月以上の居住

### 生活福祉資金（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付けする制度です。

問い合わせ先：お住まいの区（外国人登録地）の区社会福祉協議会（別紙参照）

- ・貸付金額 100,000円以内 無利息
- ・保証人 不要
- ・その他
  - ・外国人登録が行われていること
  - ・現在地に将来とも永住する確実な見込みがあること
  - ・6か月以上の居住

### 小口生活資金（小口資金）

生活困窮者に対して必要な資金を貸し付けする制度です。

問い合わせ先：お住まいの区（外国人登録地）の区役所厚生部生活課（別紙参照）

- ・貸付金額 5,000円以内（特別の場合は10,000円以内）無利息
- ・保証人 不要
- ・その他 住民票（外国人登録）が広島市にあること

### 生活一時資金

不測の出費により生活に一時的に困窮した世帯に必要な資金を貸し付けする制度です。

問い合わせ先：お住まいの区（外国人登録地）の区役所厚生部生活課（申請受付：別紙参照）又は区社会福祉協議会（貸付実施：別紙参照）

- ・貸付金額 50,000円以内（高齢者・障害者世帯は100,000円以内）無利息
- ・保証人 1名必要
- ・その他 住民票（外国人登録）が広島市にあり、6か月以上居住していること

## 税金

納税の相談などをお受けします

問い合わせ先：お住まいの区（外国人登録地）の区役所収納課整理係（別紙参照）

所得が著しく減少したことなどから、市税（住民税、固定資産税、軽自動車税など）の納税が困難な人に、納める税金を分割するなどの相談に応じます。また、毎月第3木曜日は全区役所で、納付相談窓口を午後8時まで延長しています。

## 国民年金

保険料が免除・猶予される制度があります。

問い合わせ先：お住まいの区（外国人登録地）の区役所保険年金課保険年金係（別紙参照）

前年所得が基準額以下の場合など、免除の要件に該当するときは、申請により保険料の納付が免除されます。また、失業された人には、所得審査の特例があります。20歳以上の学生には、在学中の

保険料を社会人になってから納めることができる制度があります。

## 国民健康保険・介護保険

保険料の減免制度などがあります。

問い合わせ先:お住まいの区(外国人登録地)の、は区役所保険年金課保険年金係(別紙参照)  
は区役所厚生部健康長寿課介護保険係(別紙参照)

失業などで収入が減少したことにより、減免の要件に該当するときは、国民健康保険料、医療機関などに支払う国民健康保険医療費の一部負担金、第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料、介護保険サービスの利用料を、申請により減免します。

## 子育て・教育

保育料や授業料の減免制度や小・中学校の就学援助などがあります。

保育料

問い合わせ先:お住まいの区(外国人登録地)の区役所厚生部保健福祉課児童福祉係(安芸区は児童障害福祉係:別紙参照)

失業、病気、災害などの事情により、保育料の支払いが困難な場合、保育料の減免が受けられる場合があります。

公私立幼稚園授業料の減免・補助

問い合わせ先:市教育委員会学事課(電話082-504-2469)各幼稚園

広島市に住んでいて、公私立幼稚園に幼児を通園させている一定の要件(生活保護の受給又は市民税の額よる)を満たす世帯の保護者に対し、授業料(又は保育料)の全部又は一部を減免、又は補助(公私立幼稚園を通して)します。

就学援助

問い合わせ先:市教育委員会学事課(電話082-504-2469)各学校

小・中学校(中等教育学校前期課程を含む。)特別支援学校の小・中学部の児童・生徒の保護者で、経済的に困りの場合は、一定の所得基準などを基に学用品費などの援助を行います。

特別支援学級就学奨励費の支給

問い合わせ先:市教育委員会学事課(電話082-504-2469)各学校

市立の小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対し、学用品購入費などの経費が援助されます。

特別支援学校就学奨励費の支給

問い合わせ先:各学校

特別支援学校に就学している児童生徒の保護者に対し、学用品購入費などの経費が援助されます。

## 公立高校授業料の無償化

問い合わせ先：各学校、市立高校：市教育委員会学事課（電話082-504-2469）、県立高校：県教育委員会指導第二課（電話 082-513-4991）

平成22年度から、公立高校の授業料は無償となりました。

## 私立高等学校等の就学支援金

問い合わせ先：各学校

県内の私立高等学校（全日制・通信制）、私立専修学校（高等課程）及び外国人学校（高等学校の課程に類する課程）に通う生徒について、保護者の収入状況により、国が授業料の一部を負担します。（保護者の収入状況により、年額118,800円～237,600円が軽減されます。）

## 私立高等学校授業料等の軽減

問い合わせ先：各学校

経済的事情により学資の負担が困難なときに、私立高等学校（全日制・通信制）、私立専修学校の3年制高等課程及び外国人学校（高等学校の課程に類する課程）の授業料等及び入学時納入金が軽減される場合があります。

## 妊娠・出産・子育て期の主な助成・給付制度

### 妊婦健診費用の助成

問い合わせ先：お住まいの区（外国人登録地）の区役所厚生部保健福祉課保健指導係（別紙参照）

妊婦さんの健康状態や、お腹の赤ちゃんの発育状態を診るための、妊婦健康診査（血液・感染症検査を含む）の費用の一部を助成（補助券を交付）します。

区保健福祉課で母子健康手帳の交付時に補助券を配布します。

### 不妊治療費の助成

問い合わせ先：お住まいの区（外国人登録地）の区役所厚生部保健福祉課保健指導係（別紙参照）

対象となる治療費に対し、1回の治療あたり15万円を限度に、1年度2回まで（通算5カ年度）助成します（所得制限あり）。

注意：治療が終了した日の翌日から起算して、原則2カ月以内に区保健福祉課に申請が必要です。

### 子ども手当（平成22年4月から始まりまし）

問い合わせ先：お住まいの区（外国人登録地）の区役所厚生部保健福祉課児童福祉係（安芸区は児童障害福祉係：別紙参照）

0歳から中学校修了前（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）までの子どもを養育している父もしくは母、又は父母以外の養育者のいずれかである人に手当を支給します（所得制限なし）。

支給額は、1人につき、月額1万3千円です。

注意：子ども手当を受給するためには、上記の問い合わせ先に書類を提出する必要があります。また、平成22年3月まで「児童手当」を受給していた人は、新たに申請が必要

な場合と、申請が不要な場合がありますので、詳しくは問い合わせ先までご相談ください。  
 なお、原則として、子ども手当は請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます  
 ので、まだ手続きの終わっていない人は、早めにご相談ください。

**乳幼児等医療費補助**

問い合わせ先：お住まいの区(外国人登録地)の区役所厚生部保健福祉課児童福祉係(安芸区は児童  
 障害福祉係：別紙参照)

小学校就学前までの乳幼児または小学校1・2年生の発達障害児(発達障害者支援法に規定する  
 発達障害のあるお子さん)の保険診療で、市が交付する乳幼児等医療費支給者証と健康保険証を  
 医療機関などの窓口で提示すれば、自己負担となる医療費から一部負担金を差し引いた額を補助しま  
 す(所得制限あり)。

注意：一部負担金は、医療機関などの窓口で負担する額です。乳児健康相談の受診の有無などで負  
 担内容が異なります。詳しくは同課へお問い合わせを。受給者証の交付を受けるには申請が  
 必要です。

**市政相談、民事相談及び交通事故相談**

広島市市民相談センターでは、市政に対するご意見をお聞きしたり、民事相談(日常生活上の困り  
 ごと)や交通事故相談に応じています。

相談窓口での対応は日本語のみとなりますので、通訳が必要な場合はボランティア通訳者を調整・  
 派遣いたします。

通訳が必要な場合は、まず国際交流ラウンジへ電話をしてください。

なお、ボランティア通訳者が見つからなかった場合は、対応に時間がかかることがありますので、あ  
 らかじめご了承ください。

市役所市民相談センター / 中区国泰寺町一丁目6-34 市役所本庁舎 1階

相談の内容	相談員	相談例
市政相談	市政相談員	市政への意見・要望などがある。
民事相談	民事相談員	相続、離婚、財産などの相談をしたい。
交通事故相談	交通事故相談員	賠償額の算定や自賠責保険の請求方法などを知りたい。

相談日時：月～金曜日(祝・休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く)

午前8時半～午後5時(市政相談は午後5時15分まで)

申込方法：(母国語での申込)財団法人広島平和文化センター国際交流ラウンジ

(広島市中区中島町1-5 広島国際会議場 1階)

4月～9月 9:00～19:00、10月～3月 9:00～18:00

TEL 082-247-9715

(日本語での申込)市民相談センター

**多重債務や高金利の借り入れでお困りの人への相談など**

消費生活センター / 中区基町6-27 アクア広島センター街8階

相談員が無料で債務状況や生活状況を伺い、解決に向けた債務整理の方法をアドバイスし、弁護士や司法書士の専門家に引き継ぎます。専門家による相談も初回は無料です。秘密は厳守します。

□相談申込：直接、同センターへ。午前10時～午後7時（火曜日、12月29日～1月3日を除く）。

電話082-225-3300 予約は不要です。

(2010.8)

区役所厚生部（福祉事務所・保健センター）

区	所在地	電話（ ）内はファックス				
		生活課	健康長寿課	保健福祉課		
			介護保険係	児童福祉係 （安芸区は 児童障害 福祉係）	保健指導係	地域子育て 支援センター
中区役所	〒730-8565 大手町4-1-1 大手町平和ビル 中区地域福祉セ ンター内	504-2571 504-2572 504-2688 504-2689 (504-2175)	504-2478	504-2569	504-2109	504-2174
東区役所	〒732-8510 東蟹屋町9-34 東区総合福祉セ ンター内	568-7726 568-7727 (264-5271)	568-7732	568-7733	568-7735	261-0315
南区役所	〒734-8523 皆実町1-4-46 南区役所別館内	250-4104 250-4105 250-4141 (254-9184)	250-4138	250-4131	250-4133	250-4134
西区役所	〒733-8535 福島町2-24-1 西区地域福祉セ ンター内	294-6117 294-6119 294-6583 (233-9633)	294-6585	294-6342	294-6384	503-6288
安佐南区 役所	〒731-0194 中須1-38-13 安佐南区総合 福祉センター内	831-4940 831-5010 (870-2255)	831-4943	831-4945	831-4944	877-2146
安佐北区 役所	〒731-0221 可部3-19-22 安佐北区総合 福祉センター内	819-0576 (819-0602)	819-0621	819-0605	819-0616	819-0617
安芸区 役所	〒736-8555 船越南3-2-16 安芸区総合福祉 センター内	821-2806 (821-2832)	821-2823	821-2813 (822-7849)	821-2820	821-2821
佐伯区 役所	〒731-5195 海老園2-5-28 佐伯区役所内	943-9726 (923-5098)	943-9730	943-9732	943-9733	921-5010

くやくしよしみんぶ こくみんねんきん こくみんけんこうほけん ぜいきん たんとく  
 区役所市民部 (国民年金・国民健康保険・税金の担当)

区	所在地	でんわ 電話	
		ほけんねんまんか 保険年金課	しゅうのうが 収納課
		ほけんねんまんか 保険年金係	せいりかり 整理係
なかやくしよ 中区役所	〒730-8587 こくたいしまち 国泰寺町1-4-21	504-2555 504-2556	504-2559 504-2560 504-2561
ひがしやくしよ 東区役所	〒732-8510 ひがしかにやちよう 東蟹屋町9-38	568-7711	568-7716 568-7717
みなみやくしよ 南区役所	〒734-8522 みなみまち 皆実町1-5-44	250-8941 250-8944	250-8947 250-8948 250-8949
にしやくしよ 西区役所	〒733-8530 ふくしまちよう 福島町2-2-1	532-0933	532-0938 532-0939 532-0940
あさみなみやくしよ 安佐南区役所	〒731-0193 ふるいち 古市1-33-14	831-4929 831-4931	831-4933 831-4934
あさきたくやくしよ 安佐北区役所	〒731-0292 かべ 可部4-13-13	819-3909 819-3910	819-3914 819-3915
あさやくしよ 安芸区役所	〒736-8501 ふなこしみなみ 船越南3-4-36	821-4910	821-4914
さえきやくしよ 佐伯区役所	〒731-5195 かいろうえん 海老園2-5-28	943-9712 943-9713	943-9717 943-9771

くしゃかいふくしきょうぎかい  
 区社会福祉協議会

区	じむきょくしよざいち 事務局所在地	でんわ 電話
なか 中区 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	〒730-0051 おおてまち 大手町4-1-1 おおてまちへいわ なかくちいきふくし 大手町平和ビル中区地域福祉センター内	249-3114
ひがし 東区 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	〒732-0055 ひがしかにやちよう 東蟹屋町9-34 ひがしきょうごうふくし 東区総合福祉センター内	263-8443
みなみ 南区 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	〒734-8523 みなみまち 皆実町1-4-46 みなみやくしよべつかんない 南区役所別館内	251-0525
にし 西区 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	〒733-8535 ふくしまちよう 福島町2-24-1 にしきょうごうふくし 西区地域福祉センター内	294-0104
あさみなみ 安佐南区 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	〒731-0194 なかす 中須1-38-13 あさみなみきょうごうふくし 安佐南区総合福祉センター内	831-5011
あさきたく 安佐北区 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	〒731-0221 かべ 可部3-19-22 あさきたくきょうごうふくし 安佐北区総合福祉センター内	814-0811
あさ 安芸区 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	〒736-8555 ふなこしみなみ 船越南3-2-16 あさきょうごうふくし 安芸区総合福祉センター内	821-2501
さえき 佐伯区 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	〒731-5135 かいろうえん 海老園2-5-28 さえきやくしよべつかんない 佐伯区役所別館内	921-3113

